

内閣参質一九八第三七号

平成三十一年四月二十三日

内閣總理大臣臨時代理
國務大臣

麻生太郎

参議院議長伊達忠一殿

参議院議員古賀之士君提出ペトロに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

O

O

参議院議員古賀之士君提出ペトロに関する質問に対する答弁書

お尋ねの「ペトロ」が資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する「仮想通貨」に該当するか否かについては、個別具体的な事実関係に即して判断されるべき事柄であり、お答えすることは困難である。

なお、お尋ねの「ペトロ」を取り扱う仮想通貨としている同法第六十三条の二の仮想通貨交換業者の登録はなく、また、外国仮想通貨交換業者の取扱状況については承知していない。

O

O